子育て世帯へ向けた給付金のご案内

問 子育て推進課 (☎62-1061)

1. 刈谷市子育て支援臨時給付金(市独自の給付金)を支給します

ID 1009858

対象者

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならなかった18歳以下の子育て世帯のうち、以下に該当する人

- ① 令和3年9月分(令和3年9月に出生した児童は、令和3年10月分)の特例給付受給者
- ② 令和3年9月30日時点で高校生相当(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の児童を 養育しており、特例給付受給相当の所得である保護者
- ③ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の特例給付受給者
- ④ 令和3年9月1日(高校生相当の児童を養育する保護者は令和3年10月1日)から令和4年3月31日までの間に、本市に転入した保護者
- 令和3年9月1日(高校生相当の児童を養育する保護者は令和3年10月1日)以降、離婚(離婚協議中を含む)により児童を養育しているものの国の給付金を受け取れない保護者※元配偶者などから給付金を受け取っている場合を除く。
- ※他市町村から同内容の給付金を受給している場合は除きます。
- ※詳細は市**IPP**を確認してください。

支給額

対象児童1人につき10万円

申請方法

①から③の対象者には、別途郵送などでご案内します。 ④・⑤の対象者およびご案内が届かない人は、子育て推 進課へ連絡してください。受給資格が確認できましたら、 申請書をお送りします。

※上記1の給付金は一時所得に該当しますが、特別控除が適用されるため、他の一時所得の合計額が50万円を超えない限り、税金はかかりません。

2. 国の「子育て世帯生活支援特別給付金」の申請がお済みでない人へ

対象者

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は20歳未満)を養育する人のうち、以下に該当する人

で食用する人のフラ、以下に該当する人		
ひとり親	1	公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受けていない人
世帯 ID 1007767	2	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当 受給者と同水準に減少している人
ひとり親 世帯以外	3	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、住民税均等割が非課 税相当の水準に収入が減少している人
1007899	4	高校生以上の児童のみを養育しており、令和3年度の住民税均等割が非課税の人

支給額

対象児童1人につき5万円

申請方法

申請書(子育て推進課で配布・市**畑**でダウンロード可) に添付書類を添えて、2月28日(川 (必着)までに郵送ま たは直接、子育て推進課(〒448-0851 刈谷市役所)へ。

※いずれの給付金についても、申請書の提出からおよそ1~2カ月後に指定の口座に支給します。

▲注音車頂

- DV被害により児童とともに避難している人へ給付金の支給をする場合、他方の配偶者へは給付金は支給されません。
- 本給付金の支給を受けた後に支給対象者に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた場合は、ご返還いただきます。
- ※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてはP23をご覧ください。